

風力発電施設

18 配慮基準の①除外区域（風力発電施設）（案）

風力発電施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	河川区域	河川法
その他北海道が必要と判断するもの	海岸保全区域	海岸法

〔（再掲）全施設共通の①除外区域〕

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ばた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサール条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（1）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔温泉・防災〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域		道案	岩手	宮城	福島	茨城	富山	愛知	京都	高知	福岡	長崎	鹿児島
10	温泉 (温泉法)	保護地域	考慮区域											
11		準保護地域	考慮区域											
12	砂防指定地 (砂防法)		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
13	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
14	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)		●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
15	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法)		●	●	●	●	●				●	●	●	●
16	土砂災害危険箇所 (国交省通達)		考慮区域	●								●		
17	山地災害危険地区 (林野庁長官通達)		考慮区域	●							●			
18	ばた山崩壊防止区域 (地すべり等防止法)		●									●		
19	災害危険区域 (建築基準法)		●								●	●		

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（2）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔河川・鳥獣保護区〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	富山	愛知	京都	高知	福岡	長崎	鹿児島
20	区域	●	●		●	●	●		●	●	●	●	●
21	河川 (河川法)	保全区域	考慮区域			●				●			●
22	予定地	考慮区域				●				●			●
23	国指定 鳥獣 保護区	特別保護地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	(鳥獣保護管 理法)	その他の地区	考慮区域	●					●				●
25	都道府 県指定 鳥獣 保護区	特別保護地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
26	(鳥獣保護管 理法)	その他の地区	考慮区域	●					●				
27	生息地等 保護区	管理地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	(種の 保存法)	監視地区	●						●				●

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（3）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔生息地等保護区〕

・自然環境保全地域

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	富山	愛知	京都	高知	福岡	長崎	鹿児島
29	生息地等保護区 (都道府県条例)	管理地区	●	●				●	●	●	●		●
30		監視地区	●	●				●	●	●			●
31	カモシカ保護地域 (S54.三庁合意)	非該当	●										
32	原生自然環境保全地域 (自然環境保全法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	自然環境保全地域 (自然環境保全法)	特別地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34		野生動植物保護地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35		普通地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	都道府県自然環境保全地域 (都道府県条例)	特別地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
37		野生動植物保護地区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
38		普通地区	●				●	●	●			●	●

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（4）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【動植物等の保護区】

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	富山	愛知	京都	高知	福岡	長崎	鹿児島
39	・環境緑地保護地区 ・緑地環境保全地域 （都道府県条例）	●											
40	自然景観保護地区 （都道府県条例）	●											
41	学術自然保護地区 （都道府県条例）	●											
42	自然記念物 （都道府県条例）	非該当											
43	絶滅危惧種に指定されている動植物の生育・生息地 （レッドリスト）	考慮事項			●					●			
44	希少野生動植物 （生息地）保護区 （都道府県条例）	非該当								●			
45	生物圏保存地域のうち 核心地域及び緩衝地域 （人間と生物圏計画）	非該当											●

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（5）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔自然公園〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	富山	愛知	京都	高知	福岡	長崎	鹿児島
46	特別保護地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	国立・ 国定公園 (自然公園法) 第一種 特別地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	第二種 特別地域	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●
49	第三種 特別地域	●	●	●	●	●			●	●		●	●
50	普通地域	考慮 区域								●			●
51	都道府県立 自然公園 (都道府県条例) 第一種 特別地域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
52	第二種 特別地域	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●
53	第三種 特別地域	●	●	●	●	●			●	●		●	●
54	普通地域	考慮 区域								●			●

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（6）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔条約・森林〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域		道 案	岩 手	宮 城	福 島	茨 城	富 山	愛 知	京 都	高 知	福 岡	長 崎	鹿 児 島
55	ラムサール条約湿地 （ラムサール条約）		●			●			●			●		●
56	世界 （世界遺 産条約）	文化遺産	●	●										●
57		自然遺産	●											●
58	保安林 （森林法）		●	●	●	●	●		●	●	●		●	●
59		予定森林等	●										●	
60	保護林 （保護林設定要領）		●											●
61	地域森林計画対象森林 （森林法）		●			●					●			
62	森林整備保全重点地域 （都道府県条例）		非該当											
63	第一種森林管理 重点地域 （都道府県条例）		非該当											
64	市町村が保全森林とし 協定等を締結している区域 （協定書等）		非該当			●								

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（7）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔森林・風致等の

計画区域・景観〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道 案	岩 手	宮 城	福 島	茨 城	富 山	愛 知	京 都	高 知	福 岡	長 崎	鹿 児 島
65	補助事業により森林整備等を実施した区域 （補助事業による制限）	非該当								●			
66	風致地区 （都市計画法）	考慮 区域	●		●	●			●				●
67	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域 （歴史まちづくり法）	非該当	●		●						●		
68	市街化調整区域 （都市計画法）	●											
69	特別緑地保全地区 （都市緑地法）	考慮 区域			●	●			●				
70	・近郊緑地保全区域 ・近郊緑地特別保全地区 （首都圏近郊緑地保全法）	非該当							●				
71	生産緑地地区 （生産緑地法）	非該当							●				
72	・文化的景観 ・重要文化的景観 （文化財保護法）	非該当	●		●							●	
73	景観形成重点地区 （市町村景観計画）	非該当				●				●			

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（8）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【景観・文化財】

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道 案	岩 手	宮 城	福 島	茨 城	富 山	愛 知	京 都	高 知	福 岡	長 崎	鹿 児 島
74	ふるさとの緑の景観地 （都道府県条例）	非該当											
75	熊野川流域景観区域 （都道府県条例）	非該当											
76	世界文化遺産の景観等に 影響を与える区域 （世界遺産条約）	非該当										●	
77	国指定 （文化財 保護法） （重要） 文化財	● 考慮 事項			●	●				●			●
78	●史跡 ●名勝 ●天然記念物	● 考慮 事項	●		●	●				●		●	●
79	都道府県 指定 （都道府 県条例） （重要） 文化財	● 考慮 事項			●	●				●			●
80	●史跡 ●名勝 ●天然記念物	● 考慮 事項	●		●	●				●		●	●
81	市町村 指定 （市町村 条例） （重要） 文化財	非該当			●								
82	●史跡 ●名勝 ●天然記念物	非該当	●		●								

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（9）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔文化財・海
・川・水〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道 案	岩 手	宮 城	福 島	茨 城	富 山	愛 知	京 都	高 知	福 岡	長 崎	鹿 児 島
83	伝統的建造物群 保存地区 （文化財保護法）	非該当	●		●	●				●		●	●
84	自然海浜保全地区 （都道府県条例）	非該当											
85	海岸保全区域 （海岸法）	●	●		●	●			●	●			●
86	一般公共海岸区域 （海岸法）	考慮 区域				●				●			●
87	海洋再生可能エネルギー 発電設備整備促進区域 （再エネ海域利用法）	非該当									●		
88	保護水面 （水産資源保護法）	考慮 区域											
89	四万十川保全・振興の重 点地域 （都道府県条例）	非該当								●			
90	水環境保全区域 （都道府県条例）	非該当			●								
91	水道水源（特定） 保全地域（地区） （都道府県条例）	非該当		●									

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（10）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔水・農地〕

・汚染・投棄〕

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道 案	岩 手	宮 城	福 島	茨 城	富 山	愛 知	京 都	高 知	福 岡	長 崎	鹿 児 島
92	水資源保全地域 （都道府県条例）	考慮 区域											
93	（特定）水源地域 （都道府県条例）	非該当											
94	農用地区域内農地 （土地） （農振法）	●	●		●	●				●	●	●	●
95	甲種農地 （農地法）	●	●		●	●				●	●	●	●
96	第1種農地 （農地法）	考慮 区域	●		●	●				●	●	●	●
97	指定区域 （廃掃法）	考慮 区域											
98	要措置区域 （土壌汚染対策法）	●								●			
99	土砂搬入禁止区域 （都道府県条例）	非該当											
100	不法投棄等により廃棄物が 残置されている場所 （廃掃法）	非該当											

19 他府県の除外区域の設定状況（風力発電施設）（11）

他府県の「風力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【その他】

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

No.	区域	道案	岩手	宮城	福島	茨城	富山	愛知	京都	高知	福岡	長崎	鹿児島
101	航空制限区域 （航空法）	非該当				●							
102	伝搬障害防止区域 （電波法）	非該当								●			
103	道路区域 （道路法）	考慮 区域								●			
104	設置が禁止されている区域 （法令、命令等）	非該当			●								
設定数		38	33	14	35	30	11	12	21	41	19	24	39
		差分	▲5	▲24	▲3	▲8	▲27	▲26	▲17	+3	▲19	▲14	+1
		道案	岩手	宮城	福島	茨城	富山	愛知	京都	高知	福岡	長崎	鹿児島

風力発電施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
騒音による生活環境への影響	・ 騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 発電施設や設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ● 事業用地近傍（火力は1 km範囲内、風力は2 km範囲内）に保 全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策 を講じること
重要な地形及び地質への影響		a) 重要な地形・地質の状況 b) 自然環境保全基礎調査	a) 国土交通省 国土地理院HP / 環境省HP / 日本の地形レッドデー タブック b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取	● 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事 業計画にすること

風力発電施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第14号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・保安林	a) 土砂災害危険箇所 b) 山地災害危険地区 c) 河川保全区域 d) 河川予定地 e) 道路区域 f) 漁港区域 g) 一般公共海岸区域 h) 土地分類基本図 i) 土地利用図 j) 現存植生図 k) 土地の形状が保持される性質の 状況	a) 北海道HP b) 北海道HP c) 国土交通省HP d) 国土交通省HP e) 各建設管理部 f) 北海道HP g) 各建設管理部 h) 国土交通省HP i) 国土交通省国土地理院HP j) 環境省生物多様性センターHP k) 関係部局に聴取 a～k) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a、b、e、f、h～j) EADA	●当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害や水害に備えた適切な事業計画にすること ●切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など必要な対策を講じること ●河川保全区域等に施設を設置する場合は、 ・治水上又は利水上の支障が生じないこと ・他の工作物に悪影響を与えないこと ・河川における一般の自由使用を妨げないこと ・河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないこと ●一般公共海岸区域に施設を設置する場合に関しては、海岸の防護に著しい支障を及ぼす恐れが無いと海岸管理者が認める事業計画とすること ●道路区域に施設を設置する場合は、道路占用許可が必要であり、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもので道路法その他の法令規則で定められた基準に適合する場合に限り、道路占用許可をする場合があること ●漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を阻害し、その他漁港の保全の支障を与えるものではないこと ●当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと ●水害を発生させるおそれがないこと ●水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと ●周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと
影による影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	●影が保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう施設の配置を検討すること

中小水力発電施設

21 配慮基準の①除外区域（中小水力発電施設）（案）

中小水力発電施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域（案）のとおり。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
（追加設定なし）	（追加設定なし）	—

〔（再掲）全施設共通の①除外区域〕

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ぼた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサール条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

22 他府県の除外区域の設定状況（中小水力発電施設）（1）

他府県の「中小水力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔温泉・防災〕

No.	区域		道案	宮城	富山	広島	高知
10	温泉 (温泉法)	保護地域	考慮区域				
11		準保護地域	考慮区域				
12	砂防指定地 (砂防法)		●	●			●
13	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)		●	●	●		●
14	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)		●	●	●		●
15	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法)		●	●			●
16	土砂災害危険箇所 (国交省通達)		考慮区域				
17	山地災害危険地区 (林野庁長官通達)		考慮区域				●
18	ばた山崩壊防止区域 (地すべり等防止法)		●				
19	災害危険区域 (建築基準法)		●				●

〔河川・鳥獣保護区・生息地等保護区〕

No.	区域		道案	宮城	富山	広島	高知
20	河川 (河川法)	区域	考慮区域				
21		保全区域	考慮区域				
22		予定地	考慮区域				
23	国指定 鳥獣 保護区 (鳥獣保護 管理法)	特別保護地区	○	○	○	○	○
24		その他の地区	考慮区域				
25	都道府県 指定鳥獣 保護区 (鳥獣保護 管理法)	特別保護地区	●	●	●	●	●
26		その他の地区	考慮区域				
27	生息地等 保護区 (種の 保存法)	管理地区	○	○	○	○	○
28		監視地区	●				

●：基準として設定済み / ○：国の基準
(令和5年(2023年)4月20日現在)

22 他府県の除外区域の設定状況（中小水力発電施設）（2）

他府県の「中小水力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔 生息地等保護区・自然環境保全地域 〕

No.	区域	道案	宮城	富山	広島	高知
29	生息地等保護区 (都道府県条例)	●				●
30	監視地区	●				●
31	カモシカ保護地域 (S54.三庁合意)	非該当				
32	原生自然環境保全地域 (自然環境保全法)	○	○	○	○	○
33	特別地区	○	○	○	○	○
34	自然環境保全地域 (自然環境保全法)	○	○	○	○	○
35	普通地区	○	○	○	○	○
36	特別地区	●	●	●	●	●
37	野生動植物保護地区	●	●	●	●	●
38	普通地区	●		●		

〔 動植物等の保護区 〕

No.	区域	道案	宮城	富山	広島	高知
39	・環境緑地保護地区 ・緑地環境保全地域 (都道府県条例)	●				
40	自然景観保護地区 (都道府県条例)	●				
41	学術自然保護地区 (都道府県条例)	●				
42	自然記念物 (都道府県条例)	非該当				
43	絶滅危惧種に指定されている動植物の生育・生息地 (レッドリスト)	考慮事項				●
44	希少野生動植物 (生息地) 保護区 (都道府県条例)	非該当				●
45	生物圏保存地域のうち 核心地域及び緩衝地域 (人間と生物圏計画)	非該当				

● : 基準として設定済み / ○ : 国の基準

(令和5年(2023年)4月20日現在)

22 他府県の除外区域の設定状況（中小水力発電施設）（3）

他府県の「中小水力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔自然公園〕

No.	区域	道案	宮城	富山	広島	高知
46	特別保護地区	○	○	○	○	○
47	国立・ 第一種 特別地域	○	○	○	○	○
48	国立・ 第二種 特別地域	●	●		●	●
49	国立・ 第三種 特別地域	●	●		●	●
50	普通地域	考慮 区域				●
51	都道府県立 第一種 特別地域	●	●	●	●	●
52	都道府県立 第二種 特別地域	●	●		●	●
53	都道府県立 第三種 特別地域	●	●		●	●
54	普通地域	考慮 区域				●

●：基準として設定済み / ○：国の基準
（令和5年（2023年）4月20日現在）

〔条約・森林〕

No.	区域	道案	宮城	富山	広島	高知
55	ラムサール条約湿地 （ラムサール条約）	●			●	
56	世界文化遺産	●				
57	世界自然遺産	●				
58	保安林 （森林法）	●	●			●
59	予定森林等	●				
60	保護林 （保護林設定要領）	●				
61	地域森林計画対象森林 （森林法）	●				●
62	森林整備保全重点地域 （都道府県条例）	非該当				
63	第一種森林管理 重点地域 （都道府県条例）	非該当				
64	市町村が保全森林とし 協定等を締結している区域 （協定書等）	非該当				

22 他府県の除外区域の設定状況（中小水力発電施設）（4）

他府県の「中小水力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔森林・風致等の計画区域・景観〕

No.	区域	道案	宮城	富山	広島	高知
65	補助事業により森林整備等を実施した区域 （補助事業による制限）	非該当				●
66	風致地区 （都市計画法）	考慮区域			●	
67	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域 （歴史まちづくり法）	非該当				
68	市街化調整区域 （都市計画法）	●				
69	特別緑地保全地区 （都市緑地法）	考慮区域				
70	・近郊緑地保全区域 ・近郊緑地特別保全地区 （首都圏近郊緑地保全法）	非該当				
71	生産緑地地区 （生産緑地法）	非該当				
72	・文化的景観 ・重要文化的景観 （文化財保護法）	非該当				
73	景観形成重点地区 （市町村景観計画）	非該当				●

〔景観・文化財〕

No.	区域	道案	宮城	富山	広島	高知
74	ふるさとの緑の景観地 （都道府県条例）	非該当				
75	熊野川流域景観区域 （都道府県条例）	非該当				
76	世界文化遺産の景観等に 影響を与える区域 （世界遺産条約）	非該当				
77	国指定 （文化財 保護法） （重要） 文化財	● 考慮事項				●
78	・史跡 ・名勝 ・天然記念物	● 考慮事項				●
79	都道府県 指定 （都道府 県条例） （重要） 文化財	● 考慮事項				●
80	・史跡 ・名勝 ・天然記念物	● 考慮事項				●
81	市町村 指定 （市町村 条例） （重要） 文化財	非該当				
82	・史跡 ・名勝 ・天然記念物	非該当				

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

22 他府県の除外区域の設定状況（中小水力発電施設）（5）

他府県の「中小水力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔文化財・海・川・水〕

No.	区域	道案	宮城	富山	広島	高知
83	伝統的建造物群保存地区 （文化財保護法）	非該当				●
84	自然海浜保全地区 （都道府県条例）	非該当			●	
85	海岸保全区域 （海岸法）	考慮区域				
86	一般公共海岸区域 （海岸法）	考慮区域				
87	海洋再生可能エネルギー 発電設備整備促進区域 （再エネ海域利用法）	非該当				
88	保護水面 （水産資源保護法）	考慮区域				
89	四万十川保全 ・振興の重点地域 （都道府県条例）	非該当				●
90	水環境保全区域 （都道府県条例）	非該当				
91	水道水源（特定） 保全地域（地区） （都道府県条例）	非該当	●			

〔水・農地・汚染・投棄〕

No.	区域	道案	宮城	富山	広島	高知
92	水資源保全地域 （都道府県条例）	考慮区域				
93	（特定）水源地域 （都道府県条例）	非該当				
94	農用地区域内農地 （土地） （農振法）	●				●
95	甲種農地 （農地法）	●				●
96	第1種農地 （農地法）	考慮区域				●
97	指定区域 （廃掃法）	考慮区域				
98	要措置区域 （土壌汚染対策法）	●				
99	土砂搬入禁止区域 （都道府県条例）	非該当				
100	不法投棄等により廃棄物が 残置されている場所 （廃掃法）	非該当				

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

22 他府県の除外区域の設定状況（中小水力発電施設）（6）

他府県の「中小水力発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

【その他】

No.	区域	道案	宮城	富山	広島	高知
101	航空制限区域 （航空法）	非該当				
102	伝搬障害防止区域 （電波法）	非該当				●
103	道路区域 （道路法）	考慮 区域				●
104	設置が禁止されている区域 （法令、命令等）	非該当				
設定数		36	14	7	11	35
		差分	▲22	▲29	▲25	▲1
		道案	宮城	富山	広島	高知

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

中小水力発電施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
水の汚れによる影響		a) 水資源保全地域 b) 公共用水域の水質測定結果 c) 水道原水取水地点 d) さげますふ化場・養殖場	a) 北海道HP / 市町村HP b) 北海道HP c) EADAS d) 水産庁HP / 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	●公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること ●水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等 が近隣にある場合は、水の汚れによる影響を抑えるための必要な対策 を講じること ●生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
富栄養化による影響		a) 水資源保全地域 b) 公共用水域の水質測定結果 c) 水道原水取水地点	a) 北海道HP / 市町村HP b) 北海道HP c) EADAS a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	●公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること ●富栄養化の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取水 地点等が近隣にある場合は、富栄養化による影響を抑えるための必 要な対策を講じること ●生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する 場合、水資源の保全について十分配慮すること
水の濁りによる影響		a) 水資源保全地域 b) 公共用水域の水質測定結果 c) 水道原水取水地点 d) さげますふ化場・養殖場	a) 北海道HP / 市町村HP b) 北海道HP c) EADAS d) 水産庁HP / 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	●公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること ●沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止 策を講じること ●生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
溶存酸素量による影響		a) 水資源保全地域 b) 公共用水域の水質測定結果 c) 水道原水取水地点	a) 北海道HP / 市町村HP b) 北海道HP c) EADAS a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	●公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること ●溶存酸素量の影響を受けやすい施設や地域、保全対象施設、取 水地点等が近隣にある場合は、溶存酸素量による影響を抑えるため の必要な対策を講じること ●生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する 場合、水資源の保全について十分配慮すること

中小水力発電施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
水温による影響		a) 水資源保全地域 b) 水道原水取水地点 c) 農業用水路の状況 d) 養殖場の流入経路の状況 e) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP / 市町村HP b) 市町村関係部局等からの聴取 c) 農林水産省HP d) 水産庁HP e) 水産庁HP / 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP a～e) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 b・c) EADAS	● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること ● 水温の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水温による影響を抑えるための必要な対策を講じること

地熱発電施設

24 配慮基準の①除外区域（地熱発電施設）（案）

地熱発電施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
温泉への影響	温泉保護地域	温泉法
	温泉準保護地域	
土地の安定性への影響	河川区域	河川法
その他北海道が必要と判断するもの	海岸保全区域	海岸法

〔（再掲）全施設共通の①除外区域〕

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ばた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサール条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

25 配慮基準の②考慮対象事項（地熱発電施設）（案）

地熱発電施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 （令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項）	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 （促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
		収集すべき情報	情報の収集方法	
硫化水素による影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、硫化水素の影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 周辺へのにおい対策を講じること
水の汚れによる影響		a) 水資源保全地域 b) 公共用水域の水質測定結果 c) 水道原水取水地点 d) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP / 市町村HP b) 北海道HP c) EADAS d) 水産庁HP / 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP a～d) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
騒音による生活環境への影響	・ 騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 発電施設や設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ● 事業用地近傍（火力は1km範囲内、風力は2km範囲内）に保全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること
温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域から 周囲5km圏内 b) 温泉の状況	a) 北海道HP b) 北海道HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	● 各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施など、近隣の温泉資源への影響に配慮した対策を講じること ● 地熱開発にあたり、各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施など、近隣の温泉資源への影響に配慮した対策を講じること
重要な地形及び地質への影響		a) 重要な地形・地質の状況 b) 自然環境保全基礎調査	a) 国土交通省 国土地理院HP / 環境省HP / 日本の地形レッドデータブック b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	● 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること

バイオマス発電施設

26 配慮基準の①除外区域（バイオマス発電施設）（案）

バイオマス発電施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	河川区域	河川法
その他北海道が必要と判断するもの	海岸保全区域	海岸法

〔（再掲）全施設共通の①除外区域〕

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ばた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサール条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

27 他府県の除外区域の設定状況（バイオマス発電施設）（1）

他府県の「バイオマス発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔温泉・防災〕

〔防災・河川・鳥獣保護区・生息地等保護区〕

No.	区域		道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
10	温泉 (温泉法)	保護地域	考慮区域						
11		準保護地域	考慮区域						
12	砂防指定地 (砂防法)		●	●	●	●		●	●
13	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)		●	●	●	●		●	●
14	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)		●	●	●	●		●	●
15	・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法)		●	●	●			●	●
16	土砂災害危険箇所 (国交省通達)		考慮区域						●
17	山地災害危険地区 (林野庁長官通達)		考慮区域					●	
18	ばた山崩壊防止区域 (地すべり等防止法)		●						●
19	災害危険区域 (建築基準法)		●					●	●

No.	区域		道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
20	河川 (河川法)	区域	●		●	●		●	●
21		保全区域	考慮区域		●			●	
22		予定地	考慮区域		●			●	
23	国指定 鳥獣 保護区 (鳥獣保護 管理法)	特別保護地区	○	○	○	○	○	○	○
24		その他の地区	考慮区域						
25	都道府県 指定鳥獣 保護区 (鳥獣保護 管理法)	特別保護地区	●	●	●	●	●	●	●
26		その他の地区	考慮区域						
27	生息地等 保護区 (種の 保存法)	管理地区	○	○	○	○	○	○	○
28		監視地区	●						

●：基準として設定済み / ○：国の基準
(令和5年(2023年)4月20日現在)

27 他府県の除外区域の設定状況（バイオマス発電施設）（2）

他府県の「バイオマス発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔 生息地等保護区・自然環境保全地域 〕

No.	区域		道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
29	生息地等保護区 (都道府県条例)	管理地区	●					●	●
30		監視地区	●					●	
31	カモシカ保護地域 (S54.三庁合意)		非該当						
32	原生自然環境保全地域 (自然環境保全法)		○	○	○	○	○	○	○
33	自然環境保全地域 (自然環境保全法)	特別地区	○	○	○	○	○	○	○
34		野生動植物保護地区	○	○	○	○	○	○	○
35		普通地区	○	○	○	○	○	○	○
36	都道府県自然環境保全地域 (都道府県条例)	特別地区	●	●	●	●	●	●	●
37		野生動植物保護地区	●	●	●	●	●	●	●
38		普通地区	●			●			

〔 動植物等の保護区 〕

No.	区域		道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
39	・環境緑地保護地区 ・緑地環境保全地域 (都道府県条例)		●						
40	自然景観保護地区 (都道府県条例)		●						
41	学術自然保護地区 (都道府県条例)		●						
42	自然記念物 (都道府県条例)		非該当						
43	絶滅危惧種に指定されている動植物の生育・生息地 (レッドリスト)		考慮事項					●	
44	希少野生動植物 (生息地) 保護区 (都道府県条例)		非該当					●	
45	生物圏保存地域のうち核心地域及び緩衝地域 (人間と生物圏計画)		非該当						

● : 基準として設定済み / ○ : 国の基準
(令和5年(2023年)4月20日現在)

27 他府県の除外区域の設定状況（バイオマス発電施設）（3）

他府県の「バイオマス発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔自然公園〕

No.	区域	道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
46	特別保護地区	○	○	○	○	○	○	○
47	国立・ 国定公園 (自然公園法)	○	○	○	○	○	○	○
48	第一種 特別地域	●	●	●	●	●	●	
49	第二種 特別地域	●	●	●		●	●	
50	普通地域	考慮 区域					●	
51	第一種 特別地域	●	●	●	●	●	●	●
52	第二種 特別地域	●	●	●	●	●	●	
53	第三種 特別地域	●	●	●		●	●	
54	普通地域	考慮 区域					●	

〔条約・森林〕

No.	区域	道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
55	ラムサール条約湿地 (ラムサール条約)	●				●		●
56	世界文化遺産 (世界遺産条約)	●						
57	自然遺産	●						
58	保安林 (森林法)	●	●	●			●	●
59	予定森林等	●						●
60	保護林 (保護林設定要領)	●						
61	地域森林計画対象森林 (森林法)	●					●	
62	森林整備保全重点地域 (都道府県条例)	非該当						
63	第一種森林管理 重点地域 (都道府県条例)	非該当						
64	市町村が保全森林とし 協定等を締結している区域 (協定書等)	非該当						

●：基準として設定済み / ○：国の基準
(令和5年(2023年)4月20日現在)

27 他府県の除外区域の設定状況（バイオマス発電施設）（4）

他府県の「バイオマス発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔森林・風致等の計画区域・景観〕

No.	区域	道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
65	補助事業により森林整備等を実施した区域 (補助事業による制限)	非該当					●	
66	風致地区 (都市計画法)	考慮区域		●		●		
67	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域 (歴史まちづくり法)	非該当						●
68	市街化調整区域 (都市計画法)	●						
69	特別緑地保全地区 (都市緑地法)	考慮区域		●				
70	・近郊緑地保全区域 ・近郊緑地特別保全地区 (首都圏近郊緑地保全法)	非該当						
71	生産緑地地区 (生産緑地法)	非該当						
72	・文化的景観 ・重要文化的景観 (文化財保護法)	非該当						
73	景観形成重点地区 (市町村景観計画)	非該当		●			●	

〔景観〕

No.	区域	道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
74	ふるさとの緑の景観地 (都道府県条例)	非該当						
75	熊野川流域景観区域 (都道府県条例)	非該当						
76	世界文化遺産の景観等に 影響を与える区域 (世界遺産条約)	非該当						
77	国指定 (文化財 保護法)	● 考慮事項		●			●	
78	・史跡 ・名勝 ・天然記念物	● 考慮事項		●			●	
79	都道府県 指定 (都道府 県条例)	● 考慮事項		●			●	
80	・史跡 ・名勝 ・天然記念物	● 考慮事項		●			●	
81	市町村 指定 (市町村 条例)	非該当						
82	・史跡 ・名勝 ・天然記念物	非該当						

●：基準として設定済み / ○：国の基準

(令和5年(2023年)4月20日現在)

27 他府県の除外区域の設定状況（バイオマス発電施設）（5）

他府県の「バイオマス発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔文化財・海・川・水〕

No.	区域	道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
83	伝統的建造物群保存地区 （文化財保護法）	非該当		●			●	
84	自然海浜保全地区 （都道府県条例）	非該当				●		
85	海岸保全区域 （海岸法）	●		●			●	
86	一般公共海岸区域 （海岸法）	考慮区域		●			●	
87	海洋再生可能エネルギー 発電設備整備促進区域 （再エネ海域利用法）	非該当						
88	保護水面 （水産資源保護法）	考慮区域						
89	四万十川保全・振興の重点地域 （都道府県条例）	非該当					●	
90	水環境保全区域 （都道府県条例）	非該当						
91	水道水源（特定）保全 地域（地区） （都道府県条例）	非該当	●					

〔水・農地・汚染・投棄〕

No.	区域	道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
92	水資源保全地域 （都道府県条例）	考慮区域						
93	（特定）水源地域 （都道府県条例）	非該当						
94	農用地区域内農地 （土地） （農振法）	●		●			●	●
95	甲種農地 （農地法）	●		●			●	●
96	第1種農地 （農地法）	考慮区域		●			●	●
97	指定区域 （廃掃法）	考慮区域					●	
98	要措置区域 （土壌汚染対策法）	●						
99	土砂搬入禁止区域 （都道府県条例）	非該当						
100	不法投棄等により廃棄物が 残置されている場所 （廃掃法）	非該当						

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

27 他府県の除外区域の設定状況（バイオマス発電施設）（6）

他府県の「バイオマス発電施設」における「①除外区域」の設定状況は、次のとおり。

〔その他〕

No.	区域	道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡
101	航空制限区域 （航空法）	非該当		●				
102	伝搬障害防止区域 （電波法）	非該当					●	
103	道路区域 （道路法）	考慮区域					●	
104	設置が禁止されている区域 （法令、命令等）	非該当						
設定数		38	14	29	11	11	41	20
		差分	▲24	▲9	▲27	▲27	+3	▲18
		道案	宮城	茨城	富山	広島	高知	福岡

●：基準として設定済み / ○：国の基準

（令和5年（2023年）4月20日現在）

28 配慮基準の②考慮対象事項（バイオマス発電施設）（案）

バイオマス発電施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
大気質への影響		a) 苫小牧東部地域、同西部地 域、石狩湾新港地域 b) 北海道の大気環境（二酸化硫 黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二 酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化 学オキシダント） c) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 公害防止協定書 b) 経済産業省HP / 北海道HP c) 環境省HP / EADAS a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	● 苫小牧東部地域、同西部地域、石狩湾新港地域において、新た に工場等を設置するにあたり、道と事業者は公害防止協定の締結に 努めなくてはならない ● 現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な対策 を講じるとともに地域住民の健康、被害者を保護すること
騒音による生活環境への影響	・ 騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響 を抑えるための必要な対策を講じること ● 発電施設や設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ● 事業用地近傍（火力は1 km範囲内、風力は2 km範囲内）に保 全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策 を講じること
悪臭による影響		a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、悪臭の影響 を抑えるための必要な対策を講じること ● 地形や風向きに応じてガスの流れを調査し、保全対象への影響を 抑えるための対策を講じること

太陽熱供給施設

29 配慮基準の①除外区域（太陽熱供給施設）（案）

太陽熱供給施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	河川区域	河川法
その他北海道が必要と判断するもの	海岸保全区域	海岸法

〔（再掲）全施設共通の①除外区域〕

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ばた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサール条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

太陽熱供給施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
水の濁りによる影響		a) 水資源保全地域 b) 公共用水域の水質測定結果 c) 水道原水取水地点 d) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP / 市町村HP b) 北海道HP c) EADAS d) 水産庁HP / 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	●公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること ●沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止 策を講じること ●生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
騒音による生活環境への影響	・騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	●住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響 を抑えるための必要な対策を講じること ●発電施設や設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ●事業用地近傍（火力は1km範囲内、風力は2km範囲内）に保 全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策 を講じること
重要な地形及び地質への影響		a) 重要な地形・地質の状況 b) 自然環境保全基礎調査	a) 国土交通省 国土地理院HP / 環境省HP / 日本の地形レッドデー タブック b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	●当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事 業計画にすること

太陽熱供給施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第14号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・保安林	a) 土砂災害危険箇所 b) 山地災害危険地区 c) 河川保全区域 d) 河川予定地 e) 道路区域 f) 漁港区域 g) 一般公共海岸区域 h) 土地分類基本図 i) 土地利用図 j) 現存植生図 k) 土地の形状が保持される性質の 状況	a) 北海道HP b) 北海道HP c) 国土交通省HP d) 国土交通省HP e) 各建設管理部 f) 北海道HP g) 各建設管理部 h) 国土交通省HP i) 国土交通省国土地理院HP j) 環境省生物多様性センターHP k) 関係部局に聴取 a～k) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取 a、b、e、f、h～j) EADA	●当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害や水害に備えた適切な 事業計画にすること ●切土、盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に施設を設置 する場合、法面の安定性の検討や工法、適切な排水計画の採用など 必要な対策を講じること ●河川保全区域等に施設を設置する場合は、 ・治水上又は利水上の支障が生じないこと ・他の工作物に悪影響を与えないこと ・河川における一般の自由使用を妨げないこと ・河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的 環境を損なわないこと ●一般公共海岸区域に施設を設置する場合に関しては、海岸の防 護に著しい支障を及ぼす恐れが無いと海岸管理者が認める事業計画 とすること ●道路区域に施設を設置する場合は、道路占用許可が必要であり、 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないので道路法その他の 法令規則で定められた基準に適合する場合に限り、道路占用許可を する場合があること ●漁港区域内の水域又は公共空地においては、漁港漁場整備事業 の施行又は漁港の利用を阻害し、その他漁港の保全の支障を与える ものではないこと ●当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災 害を発生させるおそれがないこと ●水害を発生させるおそれがないこと ●水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと ●周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと
反射光による生活環境への影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴 取 / EADAS	●事業地の周囲に植栽を施すことや、反射を抑えた仕様の資材を採 用することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないよ う措置を講じること

大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設

31 配慮基準の①除外区域（大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設）（案）

大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
温泉への影響	温泉保護地域	温泉法
	温泉準保護地域	
土地の安定性への影響	河川区域	河川法
その他北海道が必要と判断するもの	海岸保全区域	海岸法

〔（再掲）全施設共通の①除外区域〕

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ばた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサール条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

大気中の熱その他の自然界に存する熱供給施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第14号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
硫化水素による影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴 取 / EADAS	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、硫化水素の 影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 周辺へのにおい対策を講じること
水の汚れによる影響		a) 水資源保全地域 b) 公共用水域の水質測定結果 c) 水道原水取水地点 d) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP / 市町村HP b) 北海道HP c) EADAS d) 水産庁HP / 国立研究開発法 人水産研究・教育機構HP a～d) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源 の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等 が近隣にある場合は、水の汚れによる影響を抑えるための必要な対策 を講じること ● 生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に 存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
騒音による生活環境への影響	・ 騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響 を抑えるための必要な対策を講じること ● 発電施設や設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ● 事業用地近傍（火力は1 km範囲内、風力は2 km範囲内）に保 全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策 を講じること
温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域から 周囲5 km圏内 b) 温泉の状況	a) 北海道HP b) 北海道HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取	● 各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施など、近隣の温泉資源へ の影響に配慮した対策を講じること ● 地熱開発にあたり、各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施など、 近隣の温泉資源への影響に配慮した対策を講じること
重要な地形及び地質への影響		a) 重要な地形・地質の状況 b) 自然環境保全基礎調査	a) 国土交通省 国土地理院HP / 環境省HP / 日本の地形レッドデー タブック b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取	● 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事 業計画にすること

地熱供給施設

33 配慮基準の①除外区域（地熱供給施設）（案）

地熱供給施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
温泉への影響	温泉保護地域	温泉法
	温泉準保護地域	
土地の安定性への影響	河川区域	河川法
その他北海道が必要と判断するもの	海岸保全区域	海岸法

〔（再掲）全施設共通の①除外区域〕

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ばた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサール条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

34 配慮基準の②考慮対象事項（地熱供給施設）（案）

地熱供給施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第14号第五 条の五で定められている事項)	国基準 ②-1 促進区域を含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
硫化水素による影響		a) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 環境省HP / 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取 / EADAS	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、硫化水素の影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 周辺へのにおい対策を講じること
水の汚れによる影響		a) 水資源保全地域 b) 公共用水域の水質測定結果 c) 水道原水取水地点 d) さけますふ化場・養殖場	a) 北海道HP / 市町村HP b) 北海道HP c) EADAS d) 水産庁HP / 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP a～d) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	● 公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域については、水資源の確保や水質への影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 水質汚濁の影響を受けやすい施設や地域、取水地点、ふ化場等が近隣にある場合は、水の汚れによる影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 生活、農業、工業、水産業等の目的に用いられる水資源が近隣に存在する場合、水資源の保全について十分配慮すること
騒音による生活環境への影響	・ 騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること ● 発電施設や設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ● 事業用地近傍（火力は1km範囲内、風力は2km範囲内）に保全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じること
温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域から 周囲5km圏内 b) 温泉の状況	a) 北海道HP b) 北海道HP a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	● 各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施など、近隣の温泉資源への影響に配慮した対策を講じること ● 地熱開発にあたり、各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施など、近隣の温泉資源への影響に配慮した対策を講じること
重要な地形及び地質への影響		a) 重要な地形・地質の状況 b) 自然環境保全基礎調査	a) 国土交通省 国土地理院HP / 環境省HP / 日本の地形レッドデータブック b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知見者や関係部局等からの聴取	● 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること

バイオマス熱供給施設

35 配慮基準の①除外区域（バイオマス熱供給施設）（案）

バイオマス熱供給施設の「①除外区域」は、全施設共通の①除外区域に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項	区域名	根拠法令
土地の安定性への影響	河川区域	河川法
その他北海道が必要と判断するもの	海岸保全区域	海岸法

〔（再掲）全施設共通の①除外区域〕

区域名
砂防指定地
地すべり防止区域
ばた山崩壊防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域
災害危険区域
保安林
保安林予定森林
地域森林計画対象森林
道指定鳥獣保護区の特別保護地区
生息地等保護区
保護林

区域名
道自然環境保全地域
学術自然保護地区
ラムサール条約湿地
世界自然遺産
国立公園及び国定公園の特別地域
北海道立自然公園の特別地域
自然景観保護地区
環境緑地保護地区
要措置区域
世界文化遺産
国指定重要文化財
国指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）

区域名
道指定有形文化財
道指定史跡名勝天然記念物 （区域が定められているものに限る）
市街化調整区域
農用地区域内農地
甲種農地

バイオマス熱供給施設の「②考慮対象事項」は、全施設共通の②考慮対象事項に次の区域（案）を加える。

環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」とし て位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
		収集すべき情報	情報の収集方法	
大気質への影響	②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を 及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	a) 苫小牧東部地域、同西部地 域、石狩湾新港地域 b) 北海道の大気環境（二酸化硫 黄、一酸化窒素、窒素酸化物、二 酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化 学オキシダント） c) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 公害防止協定書 b) 経済産業省HP / 北海道HP c) 環境省HP / EADAS a～c) 文献その他資料 / 科学的 知見者や関係部局等からの聴取	● 苫小牧東部地域、同西部地域、石狩湾新港地域において、新た に工場等を設置するにあたり、道と事業者は公害防止協定の締結に 努めなくてはならない ● 現状の大気環境を調査し、環境を悪化させないための必要な対策 を講じるとともに地域住民の健康、被害者を保護すること
騒音による生活環境への影響	・ 騒音その他の生活環境への支障	a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、騒音の影響 を抑えるための必要な対策を講じること ● 発電施設や設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること ● 事業用地近傍（火力は1 km範囲内、風力は2 km範囲内）に保 全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるための必要な対策 を講じること
悪臭による影響		a) 基盤地図情報 b) 保全対象施設（学校・病院・福 祉施設・住宅地等）	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP / EADAS a・b) 文献その他資料 / 科学的知 見者や関係部局等からの聴取	● 住居等の配慮が必要な施設が近隣に存在する場合、悪臭の影響 を抑えるための必要な対策を講じること ● 地形や風向きに応じてガスの流れを調査し、保全対象への影響を 抑えるための対策を講じること